新潟市中央卸売市場業務条例・施行規則 その他遵守事項規定理由一覧

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---|---------------------------------|
| 第 | | |
| (目的) 第1条 この条例は、新潟市中央卸売市場(以下「市場」という。)に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分その他市場の業務運営に関する事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。 | (趣旨) 第1条 この規則は、新潟市中央卸売市場業務条例(令和2年新潟市条例第5号。 以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。 | 業務規程を定める目的を明確にするため規定する。 |
| (取扱品目の部類及び取扱品目) 第2条 市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、規則で定める。 | (取扱品目の部類及び取扱品目) 第2条 条例第2条の規定で定める市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、次に掲げるものとする。 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品 水産物部 水産物及びこれらの加工品 花き部 花き | 市場の適切な業務運営のため部類制を継続する。 |
| (開場の期日) 第3条 市場は、次に掲げる休業日を除き、毎日開場するものとする。 (1) 日曜日(1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(3) 1月2日、3日、4日及び12月31日 2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に休業することができる。 3 市長は、前項の規定により休業日に臨時に開場し、又は休業日以外の日に臨時に休業しようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮して行うものとする。 (開場の時間) 第4条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる | | 公の施設の設置条例として、条例で規定すべき事項のため規定する。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|---|---|
| 第2章 | 市場関係事業者 | |
| 第1節 卸売業者 (卸売業者の定義) 第5条 この条例において「卸売業者」とは、第7条第1項の規定により市 長の許可を受け、取扱品目について、その出荷者から卸売のための販売の 委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をい う。 | 第1節 卸売業者 | 開設者が卸売業者の業務許可を行うため、定義づけが必要なため規定する。 ※卸売市場法第2条の定義を引用。 |
| (卸売業者の数の最高限度) 第6条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに規則で定める。 | (卸売業者の数の最高限度) 第3条 条例第6条の規定による卸売業者の数の最高限度は、次に掲げるとおりとする。 青果部 1 水産物部 2 花き部 1 | 事務所の物理的理由により規定する。 |
| (卸売業者の業務許可) 第7条 卸売業者として卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 名称及び住所 (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名 (3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類 4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。 (1) 申請者が法人でないとき。 (2) 申請者が、第10条第1項又は第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (3) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務 | (1) 定款 (2) 登記事項証明書 (3) 役員の履歴書及び住民票の写し(本籍,筆頭者が記載されたもの)又はこれに代わる書面 (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 (5) 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)別記様式第二号の例により作成した最近2年間における事業報告書 (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 (7) 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で,次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは,その法人の名称及び住所,その法人の総株主等(総株主,総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあっては,株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き,会社法(平成17年度法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数,その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款,直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書ア申請者がその法人の株主総会等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係 イ申請者の営む卸売の業務に従事しているか,又は従事していた者が役員の過半数を占める関係 ウ申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し,かつ,その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係(イに掲げるものを除く) | 当市場を利用し営業するために開設者の指定行為が必要であり、現行の卸売市場法の業務許可制度を引き継ぐ。また、すでに現行の卸売市場法で許可を受けている卸売業者については、みなし規定を設置することとする。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---------------------------------------|------|
| を執行する役員として存在した者(当該事項の発生を防止するため相 | (8) 申請者が条例第7条第5項第2号,第3号及び第5号に掲げる者に該当 | //// |
| 当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の | しないことを誓約する書面 | |
| 日から起算して3年を経過しないもの | (9) 申請者が条例第7条第6項に規定する者に該当する場合は、その旨を記し | |
| 工 暴力団 (新潟市暴力団排除条例 (平成24年新潟市条例第61号) | 載した書面 | |
| 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。),暴力団員(同 | (10) 申請の日前30日以内の日現在において別記様式第1号の例により作 | |
| 条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しく | 成した純資産額調書 | |
| は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの | | |
| (4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するために必要な | | |
| 知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 | | |
| (5) 申請者が暴力団,暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的 | | |
| に非難されるべき関係を有する者であるとき。 | | |
| (6) 前条に定める卸売業者の数の最高限度を超えることとなるとき。 | | |
| 6 市長は、第1項の許可の申請をした者が第10条第2項の規定による許 | | |
| 可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であ | | |
| るときは、第1項の許可をしないことができる。 | | |
| (事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) | (事業の譲渡し等の認可申請書) | |
| 第8条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の | 第5条 条例第8条第1項の認可を受けようとする者が同条第3項の規定により | |
| 譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについ | 提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署 | |
| て市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。 | しなければならない。 | |
| 2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法 | (1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所 | |
| 人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合 | (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目 | |
| (市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合 | (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日 | |
| 併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若し | (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 | |
| くは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人 | | |
| は、卸売業者の地位を承継する。 | 条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、合 | |
| 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところによ | | |
| り、申請書を市長に提出しなければならない。 | (1) 合併当事者の名称及び住所 | |
| 4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項又は第2項の認可について | | |
| 準用する。この場合において、前条第4項中「前項の申請書」とあるのは 「第2条件を表する」とあるのは | | |
| 「第8条第3項の申請書」と、同条第5項中「申請者」とあるのは「その中誌に任るでは、「スマンス・スマンス・スマンス・スマンス・スマンス・スマンス・スマンス・スマンス | | |
| 申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される | , , , , , , , , = . | |
| | 3 条例第8条第2項の認可(分割に係るものに限る。)を受けようとする者が同 | |
| 条第6項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第8条第1項又は第8項の認可の申請に係る該番人口は分供後を結れるは「第8条第1項又 | | |
| は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併 | | |
| により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継 | | |
| する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第8条第1項又は第2項の認可な」と語り持された。 | | |
| の認可を」と読み替えるものとする。 | (2) 分割により卸売の業務を承継させる法人の名称及び住所 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---|------|
| | (3) 分割により承継させる卸売の業務に係る取扱品目 | |
| | (4) 分割の方法及び条件 | |
| | (5) 分割の予定年月日 | |
| | (6) 分割を必要とする理由 | |
| | (事業の譲渡し等の認可申請書の添付資料) | |
| | 第6条 条例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付す | |
| | る規則で定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、 | |
| | 第4条中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの並びに譲渡し及び譲 | |
| | 受けに係る契約書の写し」と、同条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「譲 | |
| | 受人である申請者」と読み替えるものとする。 | |
| | 2 条例第8条第2項の認可(合併に係るものに限る。)を受けようとする者が条 | |
| | 例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付する規則で | |
| | 定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中 | |
| | 「次に掲げるもの」とあるのは、「申請者及び合併後存続する法人又は合併によ | |
| | り設立される法人について次に掲げるもの並びに合併に係る契約書の写し」と、 | |
| | 同条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併に | |
| | より設立される法人」と読み替えるものとする。 | |
| | 3 条例第8条第2項の認可(分割に係るものに限る。)を受けようとする者が条 | |
| | 例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付する規則で | |
| | 定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中 | |
| | 「次に掲げるもの」とあるのは、「申請者及び分割により卸売の業務を承継する | |
| | 法人について次に掲げるもの並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と,同 | |
| | 条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「分割により卸売を承継する法人」 | |
| | と読み替えるものとする。 | |
| (卸売業者の名称変更等の届出) | (卸売業者の名称変更等の届出) | |
| 第9条 卸売業者は,その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたと | 第7条 条例第9条の規則で定める事由は,次に掲げるとおりとする。 | |
| きは,遅滞なく,その旨を市長に届け出なければならない。 | (1) 卸売業者がその名称を変更したとき。 | |
| | (2) 条例第7条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し,休止し,又は再開 | |
| | したとき。 | |
| | (3) 条例第7条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。 | |
| | (4) 条例第7条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。 | |
| | (5) 条例第7条第5項第2号,第3号又は第5号のいずれかに該当すること | |
| | となったとき。 | |
| (卸売業務の許可の取消し) | | |
| 第10条 市長は、卸売業者が第7条第5項第3号若しくは第5号のいずれ | | |
| かに規定する者に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行 | | |
| するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第7条第1 | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|---------------------------------------|------|
| 項の許可を取り消さなければならない。 | | |
| 2 市長は、卸売業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当する | | |
| ときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。 | | |
| (1) 第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に卸 | | |
| 売の業務を開始しないとき。 | | |
| (2) 引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。 | | |
| (卸売業者の保証金の預託) | (卸売業者の保証金の額) | |
| 第11条 卸売業者は、第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して | 第8条 条例第12条第1項の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 | |
| 1月以内に,保証金を市長に預託しなければならない。 | (1) 青果部 500万円 | |
| 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始しては | (2) 水産物部 500万円 | |
| ならない。 | (3) 花き部 200万円 | |
| (卸売業者の保証金の額) | | |
| 第12条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、120万円 | | |
| 以上1,000万円以下の範囲内において規則で定める。 | | |
| 2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。 | | |
| (1) 国債証券 | | |
| (2) 地方債証券 | | |
| (3) 日本銀行が発行する出資証券 | | |
| (4) 特別の法律により法人が発行する債券 | (保証金代用の有価証券の種類及び価格) | |
| 3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当 | 第9条 条例第12条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる有価 | |
| 該各号に定める額以下において規則で定める額とする。 | 証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 | |
| (1) 国債証券,地方債証券又は政府がその債務について保証契約をし | (1) 国債証券 額面金額に相当する額 | |
| た債券の額面金額に相当する額 | (2) 地方債証券 額面金額に相当する額 | |
| (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除 | (3) 日本銀行が発行する出資証券 額面金額の100分の90に相当する額 | |
| く。) 額面金額の100分の90に相当する額 | (4) 農林中央金庫債券 額面金額の100分の80に相当する額 | |
| (卸売業者の保証金の追加預託) | (5) 商工組合中央金庫債券 額面金額の100分の80に相当する額 | |
| 第13条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、 | | |
| 国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額 | | |
| が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市 | | |
| 長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追 | | |
| 加して預託しなければならない。 | | |
| 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定 | | |
| 期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができな | | |
| ○ 数1万0相户区上7万分区 ○ ○ ○ 数1万0相户上 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | |
| 3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準 | | |
| 用する。 (卸売業者の保証金の充当) | | |
| 第14条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付 | | |
| | K | |

| 本の主都の時代を次のときる。次の発展してきまたが立ち続いた 表して、自体を大計をよることができる。 2 加度集分に対して中域における類差の大きの地震では地震の高速とした を次、「知度機力に対して中域における類差の大きの心臓をはられる対象です。 ものという。 他の機能と大学の大きの心臓としてもの目を を通いたませんは大きが観光のがはための場合を失ったまから改進してもの目を を通いたませんは大きが出来ないとであります。とし、次本業工程の理定によっせ来 をから。 を全り入の定動 第16本、この条件において「セク人」とし、次本業工程の理定によっせ来 をから。 を全し入の機能と対象におとが関連しない。 第16本、10条件において「セク人」とし、次本業工程の理定にあっせる。 とでしていてご格別は大きが出来の必要を対すいるとする者は、そのな とでしていてご格別は大きが出来の登録を対すいるとでの対対がらない。 は、中央を受けなりまして事業に従来されましませる者は、大きので 域による知识を表ではようともであれるとの地域 (2) 会社を受けなりまするとのは、大きのでの機能と (2) 会社を受けなりまするとのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (5) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (7) 会社を受けなりまするとのでは、 (8) 会社を受けなりまするとのでは、 (9) 会社を受けなりまするとのでは、 (1) 会とのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (4) 会社を受けなりまするとのでは、 (5) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けなりまするとのでは、 (6) 会社を受けないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 2 劉元舎大小司・「中国に公司・公園のからの展示文は販売の姿形を上から記し、合情が関し、当時は保護を対面にした前法の保証金において、他の構造をの展開金の設置 第16条 (保証さは、期で当者を必要的な多数としている。 (使り人の整算部及びは大きり入事の変的) 第16条 (保証さは、対策の当者を受ける金数としない。 (使り人の整算部及びは少人章の変的) 第16条 (保証さは、対策の当まなより販売すると表を必要すると表を表し、必要が表を対したました。 第17条 (未必素を対すり入として業務に発生を付ようとする者が、そのようとなが表を受け、多のなが記念ができると関心を表といい。 (1) 申請書の名本 (1) を表を受けようとする者のよる及び世間(2) 登場を受けようとする者のよる及び世間(2) 登場を受けようとする者の法を及びようとする者の者を課金(2) 登場を受けようとする者の者を課金(2) 20 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | すべき金額の納付を怠つたときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優 | | |
| | 先して、保証金をこれに充てることができる。 | | |
| た部の実施の保証をいって、他の機械会に元だって中谷を受ける信制を有するものとする。(和先業者の保証金の返還) 第15条 保証をは、別本書を呼吸をの変更) 第16条 保証をは、別本書を呼吸を含めての資料を欠った目から起算して60日を経過したませたければこれを返使しない。 (セ)人の変数) 第16条 この活用において「セル人」とは、次表第1分の変形により市民の影響に変する姿化のから、(セ)人の整数) 第17条 無力素を対しませたが、(4) 内の変数を含っている者でなければならない。(セ)人の整数を含っている者でなければならない。(セ)人の整数を表がせり入立の再交付申書等) 第17条 無力減速をがけり入まり不満の再交付申書等。 第17条 無力減速を対したとして満路に必ずらするでは、その者について当該職に支援者が出から数を受けている者でなければならない。(4) 相対であるを受けまり上でもまりまするとは、次に場ばる事項を含まして別語でないまります。の責任事の事業として別語でないまりませまして別語でない。(4) 内の整定をがはしまりましまりまします。(4) 本の表を表で表が出かる行る機能者の部類。第12条 で対したであると変がはないましまりませない場合とない。(4) を対象を対しまりとする者の地に場のは (3) を発きを対しましまする者の地に場のは (4) 等の構造を対しましまするではの機能者の対理を使うまりまする者のといまするよの場合を対しましまする。(4) を対象を対しましまするのとのとでは、成年の規定によりを経済できない場合を終え、全機能等はを受けまするよのとでは、成年の規定によりを経済できない場合を終え、全機能等はを受けまするよのとでは、対したのはこれによりを経済できない場合を終え、全機能等は必要があるようとともにせり入に対し発展施まなに対しまするとともにせり入に対し発展施まない記載を受けまするよのとでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して | 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした | | |
| ### ### ############################# | 者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託し | | |
| ### 15条 保証金に、即注業者がその資格を欠った日から起信して60日を 認施した意でなればこれを深度しない。 (セリ人の変動) # 16条 この条例において「ドラ人」とは、次条着1項の根定により市長 の発験を受け、前来業者がセラ人として表際に従事させる事態に従事させる 者をいう。 (セリ人の変動) # 17条 対策業者がセラ人として表際に従事させる事態に従事させる 者という。 (セリ人の変動) # 17条 対策業者がセラ人として表際に従事させる事態に従事させる事態に従事させる。 (セリ人の変動) # 17条 対策業者がセラ人として表際に従事させる事態に従事させる事態に従事される。 (セリ人の変動) # 17条 対策業者がセラ人として表際に従事させる事態に従事させる事態に従事させる まる金融策及び建立といて対策解決第3号による中人大変を受けてた。 (セリ人の変動) # 17条 全級課及びませる人の変し、ないは、スは時間した。 | た前項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有す | | |
| # 15条 保証金は、確定業等がその資格を欠った日から起覧して60日を接進した後でなわればこれを改建しない。 (世り人の登録) 第 16条 この条側において「なり人」とは、次未第 1 項の規定でより市長 の登録を受け、加定業者が使り死の方法により販売する業績に維整させる 者をいう。 (他り人の登録) 第 17条 10未業者が使り入として集務に従事させ。とする者は、その者 について「適取する業務には特別として集務に従事させ」とする者は、その者 について「適取する業が形長の態数を受けている者でもからおはたらない。 (1) 申記者の名称 (2) 登録を受けようとする者のよれ及び出版。 (3) 登録を受けようとする者の権しないとなっない。 (1) 申記者の名称 (2) 登録を受けようとする者の権力を動機値向しないとはならない。 (1) 申記者の名称 (2) 登録を受けようとする者の権力を動機値向しないとならない。 (1) 申記者の名称 (2) 登録を受けようとする者の権力を動機を行うしまりという。 (4) 第 3 可減と受けまうとする者の保持事をしまうとう。 (4) 別様のを受けまうとする者の保持事をしまうとう者 が認けまった場合がより入事の事效が出版するものとする。 (4) 別様のを受けまうとする者の保持事をしまうとうる の 再受けまりたまる者の保持事をしまうとうる が認けまった場合はようとない場合を保持しないととについて選録を受けまうとう。 (4) 別様のを受けまうとする者の保持事をしまうとうる の 再受けまりたまる場合のより表情がより入事を存分付する。 3 再長は、前項の実費の相入を確認した後、登録を及びより人業を存分付する。 3 再長は、前項の実費の相入を確認した後、登録を及びより人業を存分する。 3 再長は、前項の実費の相入を確認した後、登録を及びより人業を存分する。 3 申長は、対域の実費の相入を確認した後、登録を及びより人業を持ています。 (4) よりななを受けまうとするとは、次項の規定により発酵がより入業を持ています。 (4) かまりまります。 (4) かまりまります。 (4) かまりまります。 (4) かまりましまいましましまいましましまいましまいましまいましまいましまいましまいまし | るものとする。 | | |
| (世り人の定義) 第16条 での表別において「世り人」とは、茨木等1項の規定により市場 の登録を受け、加州業者がせり来の方法により販売する業値に従事させる 者をいう。 (世り人の登録) 第17条 前来業者がせり人として業値に貨事させる方式は、その者 について当該別が業をが計すの登録を受けている者で公内制がならない。 2 前水業者がも明人として業値に貨事させようとする者は、その者 について当該別が業をが計すの登録を受けている者で公内制がならない。 2 前水業者が、前の登録を受けようとする者の長さが表示といる。 (1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとする者の見を支援では、次に掲げる事項を認 (2) 登録を受けようとする者の最多常 (2) 登録を受けようとする者の最多常 (2) 登録を受けようとする者の最多常 (3) 登録を受けようとする者の最終を受けまうとする者の表別では、 (4) 第64第2分に第三しないとについて登録を受けようとする者が経済した。 (4) 第64第2分に第三しないとについて登録を受けようとする者が経済する年間、表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して | (卸売業者の保証金の返還) | | |
| (他り人の定義) 第16条 この条例において「世り人」とは、次条形1項の販売により市長 の登録を受け、訂売業者がせり売の方法により販売する業素に従事させる をもいう。 (他り人の整験) 第17条 創産業者がせり売の方法により販売する業素に従事させる をいう。 (他り人の整験) 第17条 創産業者がせり入として業務に従事させようとする者は、その考 とついて諸総制定者が市長の登録を受けまうとせるともは、次に抵抗る事項を記 速した登録申請書きは、前項の金録を受けまうとせるともは、次に抵抗る事項を記 速した登録申請書きは、前項の金録を受けまうとせるともは、次に抵抗る事項を記 (1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとする者が使り条件である機能と受けまから行う表別を指し、のが制 (3) 登録を受けようとする者が成れならない。 (1) 申請者の名称 (4) 俗の理解・講話には、次に維持する事品を添付しなければならない。 (1) 申請者の名称 (3) 登録を受けようとする者の成と際の理解・ (4) 俗の理解・2を下では関係のでは、次の規定と ようを要認さない場合を対した。次に提付る事項を登録し、 (4) 俗の理解・2を下では関係の受して (3) 登録を受けようとする者の解の発謝し 市民は、第項の実施の対人を確認した後、学録主及びせり人立を再受付する。 市民は、前項の実験の納人を確認した後、学録主及びせり人立を再受付する。 市民は、前項の実験の納人を確認した後、学録主及びせり人立を再受付する。 市民は、前項の実験の納人を確認した後、学録主及びせり人立を再受付する。 市民は、前項の実験ができない場合を除る。登録申請者を受理した口から更関して の日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、派やがに、その首を申請者に適切するとといばり人に対し登録証及び記章を受付するものとする。 (1) せり人の氏を及び作所 (2) 登録年月日 (3) 登録を号 市定は、第2項の販売による登録の申請があった場合に述いて、影録を | 第15条 保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から起算して60日を | | |
| 第10条 市長は、条側第17第1項の登録の更新 の登録を受け、卸定業者が使り元の方法により販売する業務に発生させる 者をいう。 (せり人の登録) 第17条 即元業者が使り入として業務に発き込せようとする者は、その者 について当該権元業者が長り異縁を受けている者でなければならない。 2 和刑業者は、前項の登録を受け、うとするときは、次に指げる事項を取 被した登録前請金の任務(2) 整縁を受けようとする者の以名及び作所 (2) 整縁を受けようとする者の以名及び作所 (3) 水泉を受けようとする者のの提供のの影響 (4) 外部を受けようとする者のの提供の (4) 外部を受けようとする者のの提供の (5) を発を受けようとする者のの提供の (6) を発を受けようとする者のの提供の (7) を発を受けようとする者のの提供の (8) 本身を受けようとする者のの提供の (9) を発を受けようとする者のの提供の (9) を発を受けようとする者のの提供の (1) からを対し、次に対していて定義を支援したとればならない。 (1) を発を受けようとする者のを開せ、次項の規定にようを対し、次項の規定にようと対していてとしていて登録を受けようとする者が実施したと、次項の規定にようと対したのが決定したといいとについて登録を受けようとする者が実施したと、次項の規定により、次項の規定にようと対したの (1) とり、の氏名及び住所 (2) を発生月 としていけ、対し、登録を設け、定率がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、登録を設け、液平がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、登録を設け、液平がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、登録を設け、液平がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、登録を設け、液平がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、登録を設け、液平がた、その旨を申請者に基本するとともに対り人に対し、と解析とは、次項の規定により、表示を関するといいに対しています。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録を月 日 から、の氏名及び住所 (3) が発酵子 といいに対しています。 この旨を申請者に基本するともに対り人に対し、表示を関するといいに対した。 第24年では、次項を関するとは対し、表示を関するとは対し、表示を関するとは対し、表示を関するといいに対します。 この目を申請者に基本するともに対しるとは対します。 この目を申請者に基本するともに対し、表示を対します。 この目を申請者に基本するともに対し、表示を対します。 この目を申請者に基本するともに対したます。 この目を申請者に基本するともに対し、表示を表示とないに対します。 この目を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | 経過した後でなければこれを返還しない。 | | |
| ク会員を受け、前定業者がより示の方法により販売する業務に従事させる 者をいう。 (より人の登録) 第17条 助元業名がせり入として実際に従事させようとする者は、その者 とついてご該師に業者が市長の登録を受けている者でなければならない。 2 伽匹芸者は、前項の登録を受けている者でなければならない。 (1) 申清者の名称 (2) 登録を受けようとする者のな及び作所 (3) 登録を受けようとする者がな及び作所 (4) 第5 項部を見いまうとうとする者のな及び作所 (4) 第5 項部を見いまうとする者がはりを行う取扱品目の部版 3 前項の登録の設計には、次に指する者類を持しな行ればならない。 (1) 登録を受けようとする者のな反所に (4) 第5 項部を見いまさせる者の身近明書 (4) 第5 項部を見いまさしないことについて登録を受けようとする者が実計する書面 1 市長は、第2 項の歴定による登録の申請があったときは、決項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請言を受起した日から起算して3 日政内にせり人登録業に次に掲げる事項を登載し、連やかに、その旨を申請常に通知するととしにせり人に対し登録が支がない場合と除き、登録申請言を受起した日から起算して3 日政内にせり人登録業に次に掲げる事項を登載し、連やかに、その旨を申請部に通知するととしにせり人に対し登録が及び記章を分付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 受験作月ロ (2) 受験作月ロ (3) 登録のするととにはも人に対し登録が及び記章を分付するものとする。 | (せり人の定義) | (せり人の登録証及びせり人章の交付) | |
| ### 200 | 第16条 この条例において「せり人」とは、次条第1項の規定により市長 | 第10条 市長は、条例第17第1項の登録又は条例第18条第1項の登録の更新 | 度を引き継ぐ。 |
| (世り人の登録) 第17条 | の登録を受け、卸売業者がせり売の方法により販売する業務に従事させる | を受けたせり人に対し、条例第17条第4項の規定に基づき、別記様式第2号に | |
| 第17条 動売業舎がせり入として業務に後事させようとする省は、その者について当該加売業者が市長の金線を受けようとするときは、次に掲行る事項を記載した登録申請書を添えて別記様式第4号による再交付申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 登線を受けようとする者の氏名及び住所 (3) 登線を受けようとする者がよりを行う取扱品目の影類 3 前項の発験申請書には、次に掲げる書類を活行しなければならない。 (1) 整数を受けようとする者の世界の事し (3) 登線を受けようとする者の世界の事し (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が営新する書面 4 市民は、第2項の規定による登録の申請があったときは、決項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請を登を受理した日から起覧して30日以内にせり入総経律に次に掲げる事項を登載した日から起覧して30日以内にせり入総経律に次に掲げる事項を登載した日から起覧して30日以内にせり入の長名を除き、登録申請を全受理した日から起覧して30日以内にせり入の長名を保き、受けまうとする場合とでは、決項の規定により登録を受けまります。 (4) 世り入の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市民は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | 者をいう。 | よる登録証及び記章として別記様式第3号によるせり人章を交付する。 | |
| について当該卸売業者が市良の登録を受けている者でなければならない。 2 前成業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所 (3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類 3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添析しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の作民県の写し (3) 登録を受けようとする者の住民県の写し (3) 登録を受けようとする者の自民県の写し (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が寄動する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を表えました日から規事して30日以内にせり人登録を決応に掲げる事項を整載し、連やかに、その旨を申請書に選加するとともにせり人に対し登録を及び記章を交付するものとする。 (1) セリ人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (せり人の登録) | (せり人の登録証及びせり人章の再交付申請等) | |
| 2 | 第17条 卸売業者がせり人として業務に従事させようとする者は、その者 | 第11条 登録証又はせり人章を紛失し、盗難に遭い、破損し、又は汚損したせり | |
| 裁した登録性語書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請書の名称 (2) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類 3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の歴史書 (2) 登録を受けようとする者の理歴書 (2) 登録を受けようとする者の理歴書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が密約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録中語書を受理した目から起算して30目以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、減やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月目 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。 | 人は、理由書を添えて別記様式第4号による再交付申請書を市長に提出しなけれ | |
| (1) 中請者の名称 (2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所 (3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類 3 前項の登録中請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の履歴書 (2) 登録を受けようとする者の段歴書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が著約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の中請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した口から起掌して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、述やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の中請があった場合において、登録を | 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記 | ばならない。 | |
| (2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所 (3) 登録を受けようとする者がせりを行う取抜品目の部類 3 前項の登録中請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の展歴書 (2) 登録を受けようとする者の展歴の等し (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が署約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、前項の実費の納入を確認した後、登録証及びせり人章を再交付する。 | 載した登録申請書を市長に提出しなければならない。 | 2 前項のせり人は、登録証又はせり人章の再交付に係る実費を負担するものとす | |
| (3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類 3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の履歴書 (2) 登録を受けようとする者の展歴書 (3) 登録を受けようとする者の段配書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が警約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、連やかに、その盲を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (1) 申請者の名称 | る。 | |
| 3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 登録を受けようとする者の履歴書 (2) 登録を受けようとする者の住民票の写し (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所 | 3 市長は、前項の実費の納入を確認した後、登録証及びせり人章を再交付する。 | |
| (1) 登録を受けようとする者の履歴書 (2) 登録を受けようとする者の自民票の写し (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にでも人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 | (3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類 | | |
| (2) 登録を受けようとする者の住民票の写し (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | 3 前項の登録申請書には,次に掲げる書類を添付しなければならない。 | | |
| (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (1) 登録を受けようとする者の履歴書 | | |
| (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して3 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (2) 登録を受けようとする者の住民票の写し | | |
| が誓約する書面 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して3 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (3) 登録を受けようとする者の身分証明書 | | |
| 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して3 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を 申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものと する。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者 | | |
| より登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して3 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を 申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものと する。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | が誓約する書面 | | |
| 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | 4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定に | | |
| 申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものと する。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | より登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して3 | | |
| する。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | 0日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を | | |
| (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | 申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものと | | |
| (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は,第2項の規定による登録の申請があった場合において,登録を | する。 | | |
| (3) 登録番号 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (1) せり人の氏名及び住所 | | |
| 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | (2) 登録年月日 | | |
| | (3) 登録番号 | | |
| | 5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を | | |
| | 受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき,又は登録申請書 | | |
| | | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|---------------------------------------|------|
| 若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が | | |
| 欠けているときは、その登録をしてはならない。 | | |
| (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。 | | |
| (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はそ | | |
| の刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない | | |
| ものであるとき。 | | |
| (3) 第19条又は第86条第5項の規定による登録の取消しを受け、 | | |
| その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 | | |
| (4) せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であると | | |
| き。 | (せり人の認定試験) | |
| 6 市長は、前項第4号に規定する経験又は能力の有無の認定のため、規則 | 第12条 条例第17条第6項の試験は、次に掲げる事項について、筆記又は口述 | |
| で定めるところにより、試験を行うものとする。 | の方法で行うものとする。 | |
| 7 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とす | (1) 市場の業務に関する法令 | |
| る。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3 | (2) せり人の業務を行うのに必要な実務上の知識 | |
| 年間とする。 | | |
| (1) 初めて登録を受ける者 | | |
| (2) 第19条又は第86条第5項の規定により取消しを受けた者で、 | | |
| 当該取消し後の最初の登録を受けるもの | | |
| (3) 第86条第5項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の | | |
| 登録の更新を受ける者 | | |
| (せり人の登録の更新) | | |
| 第18条 卸売業者は、せり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場に | | |
| おける卸売のせりを行わせようとするときは、当該せり人の登録の更新を | | |
| 受けなければならない。 | | |
| 2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有 | | |
| 効期間の満了日の60日前から30日前までの間に、次に掲げる事項を記 | | |
| 載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。 | | |
| (1) 申請者の名称 | | |
| (2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所 | | |
| (3) 登録年月日 | | |
| (4) 登録番号 | | |
| 3 前項の登録更新申請書には、前条第5項第1号及び第2号に該当しないこれが第1項の登録の更新な受けたるしまるよれるより、必要的まで表現の | | |
| ことを第1項の登録の更新を受けようとするせり人が誓約する書面を添付 | | |
| しなければならない。 4 前条第5項(第2号を除く) 及び第6項の担定は 第1項の登録の更 | | |
| 4 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は,第1項の登録の更新について準用する。 | | |
| | | |
| (せり人の登録の取消し) | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---|--|
| 第19条 市長は、世り人が第17条第5項第1号若しくは第2号のいずれかに該当することとなったとき、又は世りを遂行するに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。(世り人の登録の消除) 第20条 市長は、世り人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。 (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。 (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の技消を申請したとき。 (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかつたとき。 (4) 第86条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。 2 前項の規定により登録を抹消されたせり人は、速やかに、登録証及び記章を市長に返還しなければならない。 (記章の着用) 第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定める記章を着 | 机停中学的心中物表榜条例爬行规则以正条 | · 放化理由 |
| 用しなければならない。 | | |
| (事業報告書等の提出) 第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。 2 卸売業者は、前項の事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。 | 規則別記様式第二号により作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。 2 条例第22条第2項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所にお | 条例第22条第3項残高試算表の提出について、経営状況を随時確認するため義務付ける。 |
| 第2節 仲売業者 (仲卸業者の定義) 第23条 この条例において「仲卸業者」とは、第25条第1項の規定によ り市長の許可を受け、卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する 物品(法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)を、市 | 第2節 仲売業者 | 開設者が仲売業者の業務許可を行うため、定義づけが 必要なため規定する。 ※卸売市場法第2条の定義を引用。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---------------------------------------|-------------------------|
| 場内の店舗において販売する者をいう。 | | |
| (仲卸売業者の数の最高限度) | (仲卸業者の数の最高限度) | 区画数の物理的理由により定める。 |
| 第24条 仲卸売業者の数の最高限度は、規則で定める。 | 第14条 条例第24条の規則で定める仲卸業者の数の最高限度は、区画数とす | |
| | る。ただし、使用状況により当該区画数を満たしている場合は、この限りでない。 | |
| (仲卸業務の許可) | (仲卸業務の許可申請等) | 当市場を利用し営業するために開設者の指定行為が |
| 第25条 仲卸しの業務を行なおうとする者は、市長の許可を受けなければ | 第15条 条例第25条第1項の許可を受けようとする者が同条第3項の規定に | 必要なため許可制度を継続する。 |
| ならない。 | より提出する許可申請書は、別記様式第6号によるものとする。この場合におい | |
| 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。 | て、次に掲げる書類を添付しなければならない。 | |
| 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に | (1) 個人の場合 | |
| 掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。 | アー履歴書 | |
| (1) 氏名又は名称及び住所 | イー資産調書 | |
| (2) 商号 | ウ 住民票の写し | |
| (3) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 | エ 市町村長の発行する身分証明書 | |
| (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行なおうとする取扱品目の部類 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしては | 才 印鑑証明書 | |
| 4 印文は、外の台方のいり400%に該当りるとさは、第1項の計判をしては ならない。 | カ 写真(正面を向き、上半身が写り、帽子等をかぶっていないもの) | |
| (1) 申請者が破産手続の開始決定を受けて復権を得ないものであると | キ 申請者が条例第25条第4項第2号又は第5号のいずれにも該当しない | |
| き。 | ことを誓約する書面 | |
| (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、 | ク アからキまでに規定するもののほか、市長が必要と認める書類 | |
| 又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過 | (2) 法人(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の場合 | |
| しないものであるとき。 | ア 定款又は規約 | |
| (3) 申請者が仲卸しの業務の第29条第1項若しくは第2項又は第8 | イ 登記事項証明書 | |
| 6条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算 | ウ 貸借対照表 | |
| して3年を経過しない者であるとき。 | エ 株主若しくは社員又は組合員名簿 | |
| (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経 | オ 無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員及び当該法人のため | |
| 験又は資力信用を有しない者であるとき。 | 常時売買に参加する者の履歴書及び写真(正面を向き、上半身が写り、帽子 | |
| (5) 申請者が暴力団, 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に | 等をかぶっていないもの) | |
| 非難されるべき関係を有する者であるとき。 | カ 法人及び当該法人の業務を執行する役員が条例第25条第4項第2号又 | |
| (6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のう | は第5号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 | |
| ち,前各号(第4号を除く。)に規定する者のいずれかに該当するものが | キ アからカまでに規定するもののほか、市長が必要と認める書類 | |
| あるとき。 | 2 市長は、条例第25条第1項の許可をする場合において、必要があると認める | |
| (7) 仲卸業者の数が前条に定める仲卸業者の数の最高限度を超えるこ | ときは、卸売業者の意見を聞くことができる。 | |
| ととなるとき。 | | |
| (仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) | (事業の譲渡し等の認可申請) | |
| 第26条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限 | 第16条 条例第26条第1項の認可を受けようとする者が同条第3項の規定に | |
| る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受け | より提出する認可申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受 | |
| について市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継す | 人が連署しなければならない。 | |
| る。 | (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法 | (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目 | |
| 人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合 | (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日 | |
| (市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合 | (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 | |
| 併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若し | 2 条例第26条第2項の認可(合併に係るものに限る。)を受けようとする者が | |
| くは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人 | 同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、 | |
| は、仲卸業者の地位を承継する。 | 合併の当事者が連署しなければならない。 | |
| 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところによ | (1) 合併の当事者の名称及び住所 | |
| り、認可申請書を市長に提出しなければならない。 | (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所 | |
| 4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この | (3) 合併の方法及び条件 | |
| 場合において、前条第4項中「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受 | (4) 合併の予定年月日 | |
| 人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分 | (5) 合併を必要とする理由 | |
| 割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものと | 3 条例第26条第2項の認可(分割に係るものに限る。)を受けようとする者が | |
| する。 | 同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、 | |
| | 分割の当事者が署名(分割の当事者が2以上ある場合にあっては、連署)しなけ | |
| | ればならない。 | |
| | (1) 分割の当事者の名称及び住所 | |
| | (2) 分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び住所 | |
| | (3) 分割により承継させる仲卸しの業務に係る取扱品目 | |
| | (4) 分割の方法及び条件 | |
| | (5) 分割の予定年月日 | |
| | (6) 分割を必要とする理由 | |
| | 4 前3項に規定する申請書に添付する書類は、次のとおりとする。 | |
| | (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる書類 | |
| | (2) 契約書の写し又は分割に係る計画書 | |
| (仲卸しの業務の相続) | (仲卸しの業務の相続の認可申請) | |
| | 第17条 条例第27条第1項の認可を受けようとする者は、同条第4項の認可申 | |
| る場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業 | | |
| 務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた | (1) 氏名,住所及び被相続人との続柄 | |
| 市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を | (2) 被相続人の氏名及び住所 | |
| 受けなければならない。 | (3) 引き続き営もうとする仲卸しの業務に係る取扱品目 | |
| 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にし | (4) 相続開始の日 | |
| なければならない。 | 2 第15条第1項第1号の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用す | |
| 3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日 | る。 | |
| からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの | | |
| 間は、被相続人に対してした第25条第1項の許可は、その相続人に対し | | |
| てしたものとみなす。 | | |
| 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可 | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|--|------|
| 申請書を市長に提出しなければならない。 | | |
| 5 第25条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。 | | |
| 6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。 | | |
| (仲卸業者の名称変更等の届出) | (仲卸業者の名称変更等の届出) | |
| 第28条 仲卸業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じた | 第18条 条例第28条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 | |
| ときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 | (1) 仲卸業者がその名称を変更したとき。 (2) 仲知よの業務を関われる。 | |
| | (2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 | |
| | (3) 条例第25条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった とき。 | |
| | (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。 | |
| | (4) 呼叫じの未物を廃止したとさ。 (5) 条例第25条第4項第1号,第2号,第5号又は第6号のいずれかに該 | |
| | 当することとなったとき。 | |
| | 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、 | |
| | 遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 | |
| (仲卸業務の許可の取消し) | ZIII at t, e z p e in ztranio p ato trono | |
| 第29条 市長は、仲卸業者が第25条第4項第1号、第2号、第5号若し | | |
| くは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確 | | |
| に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その | | |
| 許可を取り消さなければならない。 | | |
| 2 市長は、仲卸業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当する | | |
| ときは、その許可を取り消すことができる。 | | |
| (1) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に, | | |
| 次条第1項の保証金を預託しないとき。 | | |
| (2) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に | | |
| その業務を開始しないとき。 | | |
| (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。 | | |
| (4) その業務を遂行しないとき。 | | |
| (仲卸業者の保証金の預託) | (仲卸業者の保証金の額) | |
| 第30条 仲卸業者は、第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算し | | |
| て1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。 | (1) 青果部 20万円 | |
| 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始して | (2) 水産物部 20万円 | |
| はならない。 | (3) 花き部 20万円 | |
| (仲卸業者の保証金の額等) | (仲卸章の交付等) | |
| 第31条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、15万円以 | | |
| 上50万円以下の範囲内において規則で定める。 | 記様式第7号による仲卸章を交付するものとする。 | |
| 2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、 | 2 仲卸業者は、前項の仲卸章を着用しなければ売買に参加することができない。 (仲知章の更な付申誌等) | |
| 前条第1項の保証金について準用する。 | (仲卸章の再交付申請等) | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|--|-------------------------------------|
| | 第21条 仲卸業者は、仲卸章を紛失し、盗難に遭い、破損し、又は汚損したときは、理由書を添えて別記様式第8号による再交付申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の仲卸業者は、仲卸章の再交付に係る実費を負担するものとする。 3 市長は、前項の実費の納入を確認した後、仲卸章を再交付する。 | |
| (事業報告書の提出) 第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、 市長に提出しなければならない。 | (事業報告書の提出) 第22条 条例第32条の事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書とする。ただし、仲卸業者が個人の場合は、所得税申告決算書の写しをもって、これらに代えることができる。 2 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、毎年、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。 (1) 法人である仲卸業者 事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 12月31日 (保証金代用の有価証券に関する規定の準用) | 開設者が経営状況を確認するため義務付ける。 |
| 第3節 売買参加者 (売買参加者の定義) 第33条 この条例において「売買参加者」とは、次条第1項の規定により 市長の承認を受け、取扱品目の部類に属する物品について、卸売業者が行 う卸売に参加する者をいう。 (売買参加者の承認) 第34条 売買参加者として卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。 3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 (4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。 (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。 | 第23条 第9条の規定は、仲卸業者について準用する。 | 世り取引参加者とし、開設者の指定行為等が必要なため承認制度を継続する。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 有しない者であるとき。 | | |
| (3) 申請者が第36条又は第86条第3項の規定による承認の取消し | | |
| を受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 | | |
| (4) 申請者が暴力団,暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的 | | |
| に非難されるべき関係を有する者であるとき。 | (売買参加者の名称変更等の届出) | |
| (5) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のう | 第27条 条例第35条の規則で定める事由は、次のとおりとする。 | |
| ち、前各号(第2号を除く。)に規定する者に該当するものがあるとき。 | (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 | |
| (売買参加者の名称変更等の届出) | (2) 商号を変更したとき。 | |
| 第35条 売買参加者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じ | (3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。 | |
| たときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 | (4) 条例第34条第4項第4号又は第5号に該当することとなったとき。 | |
| | 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算 | |
| | 人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 | |
| (売買参加者の承認の取消し) | (売買参加者の承認の取消し) | |
| 第36条 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ | 第28条 条例第36条第3号の規則で定める卸売に参加することができない事 | |
| の承認を取り消さなければならない。 | 由とは、条例第34条第3項第1号の規定により承認申請書に記載した住所に店 | |
| (1) 第34条第4項第1号,第4号又は第5号に該当することとなっ | 舗が存在しない場合その他市長が取引を行うことができないと認める場合とす | |
| たとき。 | る。 | |
| (2) 卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めると | | |
| き。 | | |
| (3) 死亡,解散その他規則で定める卸売に参加することができない事 | | |
| 由が生じたとき。 | | |
| 第4節 関連事業者 | 第4節 関連事業者 | 当市場を利用し営業するために開設者の指定行為が |
| (関連事業者の定義) | | 必要なため、許可制度を継続する。 |
| 第37条 この条例において「関連事業者」とは、第39条第1項の規定に | | |
| より市長の許可を受け、出荷者、売買参加者、買出人(市場において仲卸 | | |
| 業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便 | | |
| 益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、市場内で店舗その他の施 | | |
| 設において営業する者をいう。 | | |
| (関連事業者の種類及び数) | (関連事業者の種類及び数) | |
| 第38条 関連事業者の種類及び数は、規則で定める。 | 第29条 条例第38条の規則で定める種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 | |
| | 該各号に定めるものとし、規則で定める数は45以内とする。 | |
| | (1) 第1種関連事業(市場の取扱品目の運送等を行う営業その他市場の機能 | |
| | の充実に資するものとしての営業をいう。) 運送業その他市場の機能の充実 | |
| | に資するものとして市長が認めるもの | |
| | (2) 第2種関連事業(生鮮食料品等の卸売を行う営業,飲食店営業,理容業 | |
| | その他市場の利用者に便益を提供するものとしての営業をいう。) 次のア | |
| | から才までに掲げるもの | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|------|
| | ア・金融業 | |
| | イの食料品等販売業 | |
| | ウ・飲食店業 | |
| | 工 理容業 | |
| | オ アからエまでに規定するもののほか、市場の利用者に便益を提供するもの | |
| | として市長が認めるもの | |
| (関連事業者の許可) | (関連事業者の許可申請) | |
| 第39条 関連事業者として営業しようとする者は、市長の許可を受けなけ | 第30条 条例第39条第2項の許可申請書は、別記様式第11号によるものとす | |
| ればならない。 | る。この場合において、第15条第1項の規定は、許可申請書に添付する書類に | |
| 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請 | ついて準用する。 | |
| 書を市長に提出しなければならない。 | | |
| (1) 氏名又は名称及び住所 | | |
| (2) 商号 | | |
| (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 | | |
| (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容 | | |
| 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしては | | |
| ならない。 | | |
| (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであると | | |
| き。 | | |
| (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、 | | |
| 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過 | | |
| しないものであるとき。 | | |
| (3) 申請者が第41条又は第86条第4項の規定による許可の取消し | | |
| を受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。 | | |
| (4) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資 | | |
| 力信用を有しない者であるとき。 | | |
| (5) 申請者が暴力団,暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的 | | |
| に非難されるべき関係を有する者であるとき。 | | |
| (6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のう | | |
| ちに、前各号 (第4号を除く。) に該当する者があるとき。 | | |
| (関連事業者の名称変更等の届出) | (関連事業者の名称変更等の届出) | |
| 第40条 関連事業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じ | 第31条 条例第40条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 | |
| たときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 | (1) 関連事業者がその名称を変更したとき。 | |
| | (2) 関連事業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 | |
| | (3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 | |
| | (4) 商号を変更したとき。 | |
| | (5) 条例第39条第2項第4号に規定する事項について変更したとき。 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|
| | (6) 関連事業の業務を廃止したとき。 | |
| | (7) 条例第39条第3項第2号,第5号又は第6号のいずれかに該当するこ | |
| | ととなったとき。 | |
| | 2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算 | |
| | 人は,遅滞なく,その旨を市長に届け出なければならない。 | |
| (関連事業者の許可の取消し) | | |
| 第41条 市長は、関連事業者が第39条第3項第1号、第2号、第5号若 | | |
| しくは第6号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するた | | |
| めに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第39条第1項の | | |
| 許可を取り消さなければならない。 | | |
| 2 市長は、関連事業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当す | | |
| るときは、第39条第1項の許可を取り消すことができる。 | | |
| (1) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に | | |
| 次条第1項の保証金を預託しないとき。 | | |
| (2) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に | | |
| その業務を開始しないとき。 | | |
| (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。 | | |
| (4) その業務を遂行しないとき。 | | |
| (関連事業者の保証金の預託) | (関連事業者の保証金の額) | |
| 第42条 関連事業者のうち市の所有する建物で営業する者は、第39条第 | 第32条 条例第43条第1項の規則で定める額は、使用料月額の3倍とする。た | |
| 1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預 | だし、その額が4万円に満たないときにあっては4万円とし、120万円を超え | |
| 託しなければならない。 | るときにあっては120万円とする。 | |
| 2 前項に規定する者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始 | | |
| してはならない。 | | |
| (関連事業者の保証金の額等) | | |
| 第43条 前条第1項の保証金の額は、4万円以上120万円以下の範囲内 | | |
| において規則で定める。 | | |
| 2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、 | | |
| 前条第1項の保証金について準用する。 | | |
| (売上高報告) | (売上高報告) | 開設者が経営状況を確認するため義務付ける。 |
| 第44条 関連事業者は、規則で定めるところにより、売上高報告書を作成 | 第33条 条例第44条の売上高報告書は、関連事業者が前月中に販売した物品に | |
| し、市長に提出しなければならない。 | ついて別記様式第12号により作成し、毎月10日までに市長に提出しなければ | |
| | ならない。 | |
| | (保証金代用の有価証券に関する規定の準用) | |
| | 第34条 第9条の規定は、関連事業者について準用する。 | |
| 第3章 売買 | 取引及び決済の方法 | |
| (売買取引の方法) | (売買取引物品の下見) | 適正な取引が行われるために取引の詳細を規定する。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|--|------|
| 第45条 卸売業者が行う卸売は、せり売若しくは入札又は相対による取引 | 第35条 卸売業者が売買取引をしようとするときは、その販売開始前に売買に参 | |
| とする。 | 加する者に当該物品の下見をさせなければならない。ただし,相対による取引の | |
| 2 卸売業者は、せり売及び入札の方法が市場の価格形成及び分配の機能の | 方法による場合は、この限りでない。 | |
| 発揮に資する取引であることに配慮して、卸売を行うものとする。 | (せり売の方法) | |
| 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引を行わなければなら | 第36条 せり売は、原則としてその販売物品の品目、産地、出荷者、等級、数量 | |
| ない。 | その他必要な事項を呼び上げた後に開始するものとする。 | |
| 4 卸売業者は、取扱品目について、次の各号のいずれかに該当する場合で | 2 せり落としは、せり人が最高申入価格を3回呼び上げたとき、これを決定し、 | |
| あって市長が指示したときは,指示した取引方法によらなければならない。 | その申入者をせり落とし人とする。ただし、呼上回数は、必要に応じてこれを減 | |
| (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合 | ずることができる。 | |
| (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合 | 3 最高価格の申入者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり | |
| (3) 災害が発生した場合 | 落とし人を決定しなければならない。 | |
| (4) 入荷が遅延した場合 | 4 せり落としが決定したときは、せり人は、直ちにその価格及び氏名又は商号若 | |
| (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断し | しくは仲卸業者若しくは売買参加者の番号を呼び上げなければならない。 | |
| た場合 | (入札売の方法) | |
| | 第37条 入札売は、卸売業者がその販売物品の品目、産地、出荷者、等級、数量 | |
| | その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札人が、入札書に氏名又は商 | |
| | 号若しくは仲卸業者若しくは売買参加者の番号,入札金額その他指定事項を記載 | |
| | して行わなければならない。 | |
| | 2 開札は、入札終了後直ちにこれを行わなければならない。 | |
| | 3 最高価格の入札人をもって落札人とする。ただし、最高価格が指値の額に達し | |
| | ないときは、この限りでない。 | |
| | 4 前条第3項及び第4項の規定は、入札売に準用する。 | |
| | (入札の無効) | |
| | 第38条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 | |
| | (1) 入札人が何人であるか確認し難いもの | |
| | (2) 入札金額その他指定記載事項が不明のもの | |
| | (3) 2通以上の入札書を提出したもの | |
| | (4) 入札に際し、不当又は不正な行為があったもの | |
| | (5) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づいた市長の指示に | |
| | 違反したもの | |
| | 2 前項の場合には、卸売業者は開札の際その事由を明示し、入札が無効である旨 | |
| | を告知しなければならない。 | |
| | (せり直し及び再入札) | |
| | 第39条 せり売又は入札売に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定に異議 | |
| | があったときは、直ちに市長にその旨を申立てることができる。 | |
| | 2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めたときは、せり直し又 | |
| | は再入札を命ずることができる。 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|
| | (受託物品の即日上場) | |
| | 第40条 卸売業者は、上場できるときまでに受領した受託物品をその当日に販売 | |
| | しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。 | |
| | (指値その他の条件のある受託物品の扱い) | |
| | 第41条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合、卸売開始の時刻 | |
| | 前にその旨を当該物品に表示しなければならない。 | |
| | 2 卸売業者は、前項の規定による表示をした受託物品について、指値その他の条 | |
| | 件が満たされないため、その販売を中止した場合において、その売買に参加して | |
| | いる者から要求があったときは、その理由を明らかにしなければならない。 | |
| | 3 卸売業者は,第1項の規定による表示をしないで販売を開始したときは,指値 | |
| | に達しない場合においても販売を中止してはならない。 | |
| | (販売条件の変更) | |
| | 第42条 卸売業者は、前条第1項の規定による表示をした受託物品を相当期間内 | |
| | に販売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指示を受けな | |
| | ければならない。ただし、そのため委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると | |
| | 認められるときは、卸売業者は、その条件がなかったものとして、これを販売す | |
| | ることができる。 | |
| (売買取引の単位) | (売買取引の単位) | 適正な取引、統一した統計を算出するため規定する。 |
| 第46条 売買取引の単位は、規則で定める。 | 第43条 条例第46条の規則で定める単位は、重量による。ただし、これと異な | |
| | る取引慣習があるときは、この限りでない。 | |
| (物品の引渡し等) | (買受物品の即時引取違反) | 適正な取引が行われるために継続して規定する。 |
| 第47条 卸売業者は、物品を買い受けた者が明らかになるように措置しな | 第44条 条例第47条第3項に規定する物品を買い受けた者が次の各号のいず | |
| ければならない。 | れかに該当する場合は、引取りを怠った者とみなす。 | |
| 2 物品を買い受けた者は、その物品を速やかに引き取らなければならない。 | (1) 卸売業者が売渡物品の引渡しの準備を完了し、買い受けた者に引取りを | |
| 3 卸売業者は、物品を買い受けた者が引取りを怠ったと認められるときは、 | 請求したにもかかわらず、当該買い受けた者が理由なくこれを履行しないと | |
| 当該買い受けた者の費用でその物品を保管し, 又は催告をしないで他の者 | き。 | |
| に卸売をすることができる。 | (2) 当該買い受けた者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。 | |
| 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その | (保管費用及び差損金の支払期限) | |
| 卸売価格(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格 | 第45条 物品を買い受けた者は、条例第47条第3項の規定により卸売業者が保 | |
| の消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規 | 管した費用を、その物品を引き取ったときに支払わなければならない。 | |
| 定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条 | 2 条例第47条第4項の規定による差額は、卸売業者がその再販売をした日に支 | |
| の83に規定する地方税消費税の税率に相当する額をいう。以下同じ。) | 払わなければならない。 | |
| を加算して得た額をいう。以下同じ。) が前項に規定する当該買い受けた | (販売物品の保管等の届出) | |
| 者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買い受けた者に請求 | 第46条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市 | |
| することができる。 | 長に届け出なければならない。 | |
| | (1) 条例第47条第3項の規定により卸売業者が販売物品を保管し、又は他 | |
| | の者に卸売をしたとき。 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|--|--------------------------|
| | (2) 物品を買い受けた者が、条例第47条第3項の規定による保管費用又は | |
| | 条例第47条第4項の規定による差額の支払を怠ったとき。 | |
| (販売原票,仕切り及び送金) | (販売原票の提出等) | 適正な取引を行うため、またその状況を開設者が確認 |
| 第48条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところに | 第47条 卸売業者は、条例第48条第1項の販売原票には、年月日、品名、産地、 | するため各種書類の提出、保存を義務付ける。 |
| より、速やかに販売原票を作成しなければならない。 | 出荷者,等級,数量,価格,買受人その他必要な事項を記載しなければならない。 | |
| 2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、次に掲げ | 2 卸売業者は、前項の販売原票を作成したときは、当該販売原票の内容を速やか | |
| る事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金(第3号の加算して得た額か | に市長に通知しなければならない。 | |
| ら第4号の手数料の額及び第5号の金額を控除して得た額をいう。以下同 | (売買仕切書) | |
| じ。)をその卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付につ | 第48条 卸売業者は、条例第48条第2項の売買仕切書の写しを5年間保存し、 | |
| いて委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、送付しな | 市長から提示を求められたときは、これに応じなければならない。 | |
| ければならない。 | | |
| (1) 当該卸売をした物品の品目,等級,単価(せり売若しくは入札又 | | |
| は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)及び | | |
| 数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条の規定による卸 | | |
| 売代金の変更をした物品(以下この項において「変更物品」という。) | | |
| にあっては、当該変更に係る品目、等級、単価及び数量) | | |
| (2) 単価と数量の積の合計額(変更物品にあっては、当該変更に係る | | |
| 単価と数量の積の合計額) | | |
| (3) 前号の合計額に当該合計額の消費税額等相当額を加算して得た額 | | |
| (変更物品にあっては、変更物品に係る前号の合計額に当該合計額の消 | | |
| 費税額等相当額を加算して得た額) | | |
| (4) 控除すべき委託手数料 | | |
| (5) 当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金 | | |
| 額(当該金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額) | | |
| (6) 売買仕切金 | | |
| 3 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載し | | |
| なければならない。 | | |
| (仕切り及び送金に関する特約) | | |
| 第49条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者 | | |
| と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けるもの | | |
| とし、市長の求めがあつたときは、これを提出しなければならない。 | | |
| (1) 卸売業者の名称 | | |
| (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 | | |
| (3) 特約の内容 | | |
| (4) 支払方法 | | |
| (買受代金) | | |
| 第50条 物品を買い受けた者は、取引参加者(卸売業者、仲卸業者、売買 | | |

| 扩海十中中加土土田米沙及加北土安 | 如河土中中和2014年11日米2012年11日1117年 | 相应相本 |
|--|------------------------------|---------------------|
| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
| 参加者、買出人、出荷者その他の市場において売買取引を行う者をいう。 | | |
| 以下同じ。)から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(取引参加者間であらかじめ支払猶予の特約(以下この条において「特約」という。) | | |
| | | |
| をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額に当該額の消費税等相当額を加算して得た額をい | | |
| 一 | | |
| 2 卸売業者は、特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成 | | |
| し、当該特約が終了するまでの間、これを保存しておかなければならない。 | | |
| 当該特約の内容を変更した場合も同様とする。 | | |
| (1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 | | |
| (2) 特約の内容 | | |
| (3) 支払方法 | | |
| 3 市長は、第84条第1項の規定により前項の書面の提出を求め、又は当 | | |
| 該書面を検査した場合において、当該書面の内容が次の各号のいずれかに | | |
| 該当するときは、特約の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずる | | |
| ことができる。 | | |
| (1) 当該特約が、その他の取引参加者に対して不当に差別的な取扱い | | |
| となるものであるとき。 | | |
| (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業 | | |
| 務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 | | |
| (支払方法) | | |
| 第51条 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものと | | |
| する。 | | |
| (売買取引の制限) | | 公正な取引保持のため継続して規定する。 |
| 第52条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のい | | |
| ずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、及びせり直し又 | | |
| は再入札を命ずることができる。 | | |
| (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。 | | |
| (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。 | | |
| 2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差 | | |
| し止めることができる。 | | |
| (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 | | |
| (2) 買受代金の支払を怠つたとき。 | | |
| 第4章 取引 | 参加者の遵守事項 | |
| (売買取引の原則) | | 共通ルール |
| 第53条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならな | | |
| ۷٠° | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---|------------------------------------|
| (差別的取扱いの禁止) | | |
| 第54条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当 | | |
| に差別的な取り扱いをしてはならない。 | | |
| (売買取引の条件の公表) | (売買取引の条件の公表) | |
| 第55条 卸売業者は、売買取引の条件について、規則で定めるところによ | 第49条 条例第55条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インター | |
| り公表しなければならない。 | ネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | |
| | (1) 営業日及び営業時間 | |
| | (2) 取扱品目 | |
| | (3) 物品の引き渡し方法 | |
| | (4) 委託手数料その他の物品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費 | |
| | 用の種類、内容及びその額 | |
| | (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 | |
| | (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金 | |
| | 以外の | 規則第49条第1項第7号「物品の事故に関する事」 |
| | 金銭(以下「奨励金等」という。)の種類、内容及びその額(その交付の | 項」は、契約時に明確にしておくべき重要な事項と考 え規定する。 |
| | (7) 物品の事故に関する事項 | んがたりる。 |
| (受託拒否の禁止) | (受託拒否の正当な理由) | 共通ルール |
| 第56条 卸売業者は、取扱品目に属する物品について卸売のための販売の | 第50条 条例第56条の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとす | |
| 委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除 | る。 | |
| き,その引受けを拒んではならない。 | (1) 販売の委託の申込みがあった物品が食品衛生上有害である場合 | |
| | (2) 販売の委託の申込みがあった物品が、市場において過去に全て残品とな | |
| | り販売に至らなかった物品と品質が同程度であると市長が認める場合 | |
| | (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用 | |
| | する施設の受入能力を超える場合 | |
| | (4) 販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、若しくは公益 | |
| | に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは | |
| | 命令があった場合 | |
| | (5) 販売の委託の申込みが条例第55条の規定により卸売業者が公表した売 | |
| | 買取引の条件に基づかない場合 | |
| | (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷で | |
| | あることが明白である場合 | |
| | (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合 マー星カローによるアメカ行為の内は第2月カスはは(東京2月は2年) | |
| | ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 | |
| | 号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない 孝(NFこの号において「暑力団員等」という。) | |
| | 者(以下この号において「暴力団員等」という。) イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する | |
| | | |
| | 者 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| | ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 | |
| (決済の確保) | | |
| 第57条 取引参加者は、第47条から第51条までの規定において定めた | | |
| 方法により決済を行わなければならない。 | | |
| (帳簿の区分経理) | (帳簿の区分整理) | 検査を適正に行うため規定する。 |
| 第58条 卸売業者は、規則で定めるところにより、自己の計算による取引 | 第51条 卸売業者は、条例第58条の規定により、自己の計算による取引と委託 | |
| と委託者の計算による取引とを区分して経理しなければならない。 | 者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。 | |
| (売買取引の結果等の公表) | (売買取引の結果等の公表) | 共通ルール |
| 第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格、 | 第52条 条例第59条の規定による公表は、取扱品目に属する物品に関し、次に | |
| その他の売買取引の結果(売買取引に係る収受の状況を含む。)その他の | 掲げる事項について第3項から第5項までの規定により定める時にインターネ | |
| 公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき規則で定めるものを定期的に | ットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | |
| 公表しなければならない。 | (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地 | |
| | (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格(高値(最も高い価格をいう。 | |
| | 以下同じ。)、中値(最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品 | |
| | ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。)及 | |
| | び安値(中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、 | |
| | 個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下 | |
| | 同じ。)に区分すること。) | |
| | (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合 | |
| | にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額 | |
| | 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほ | |
| | か、次に掲げる区分ごとに行う。 | |
| | (1) せり売又は入札の方法による卸売 | |
| | (2) 相対による取引の方法による卸売 | |
| | 3 第1項第1号の事項については、毎開場日のせり売又は入札の開始1時間前に | |
| | 公表するものとする。 | |
| | 4 第1項第2号の事項については、毎開場日の販売終了後速やかに公表するもの | |
| | とする。 | |
| | 5 第1項第3号の事項については、条例第55条の規定に基づき売買取引の条件 | |
| | として公表した委託手数料及び売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する | |
| | 奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類ごとに、その受領額又は交付額の前月 | |
| | の合計を、翌月15日までに公表するものとする。 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|--|--|
| (仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売) | (仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告) | 市場の取引活性化のため自由化する。ただし、開設者 |
| 第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者(以下「第三者」という。)への卸売について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。 2 卸売業者は、第三者への販売については、市場における取引の秩序を乱 | 第53条 条例第60条第1項の規定による報告は、別記様式第13号により、当月分を翌月15日までに行わなければならない。 | が取引状況を把握するため実績報告を義務付ける。 |
| すことのないように配慮するものとする。 | | |
| 扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 2 卸売業者は、市場の周辺の地域における一定の場所において、市場に出荷された物品を搬入して卸売をするときは、規則で定めるところにより、当該物品の保管場所について市長の指定を受けなければならない。 3 前項の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければな | 2 条例第61条第2項の指定を受けようとする卸売業者は、別記様式第15号による申出書を市長に提出しなければならない。 3 条例第61条第2項の指定は、別記様式第16号による指定書を交付して行う。 4 条例第61条第3項の規定による届出は、別記様式第17号により行わなけれ | 輸送費の削減、鮮度保持、現状の流通状況を考慮し、 商物分離取引を自由化する。ただし、開設者が取引状 況を把握するため、実績報告を義務付ける。 |
| らない。 (卸売業者の買受物品等の制限) 第62条 卸売業者は、市場において取扱品目に属する物品の卸売を行ったときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。ただし、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合として規則で定めるものは、この限りでない。 | | 公正な取引保持のため継続して規定する。 |
| (衛生上有害な物品等の売買禁止等) 第63条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。 2 取引参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。 | | 品質管理の徹底のため継続して規定する。 |
| (卸売代金の変更の禁止) 第64条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。 ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由 があると確認したとき、又は取引参加者間の契約において代金変更に関す る事項を規定しているときは、この限りでない。 | (販売後の事故処理) 第56条 条例第64条ただし書の規定により検査員が確認を行うもの(以下「事故品」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、上場の際欠点があることを明らかにしたもの及び取引参加者が買受物品を引き取り、卸売場より他に移動したものは、この限りでない。 (1) 市場取引の経験から予見できない不良品があって著しく内容が相違して | 公正な取引保持のため継続して規定する。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---|---------------------|
| かに対け「人口の一門の木切木り以上木 | いるもの (2) 生産者の故意又は過失により粗悪品が混入されて著しく見本と相違しているもの (3) 出荷者が等級を誤記したもの (4) 見本の抽出に際し見本と現品の内容が著しく相違しているもの (5) 十分な下見が困難なもので、全く予知できない隠れた瑕疵を有する不良品であるもの (6) 卸売場において、立会い計量の結果、量目不足が確認されたもの (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が検査員の確認が必要であると認めたもの 2 前項の確認の受付時間は、引取日の午後0時までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 3 取引参加者は、事故品を発見した場合は、直ちに卸売業者に申し出なければならない。この場合において、当該申出を受けた卸売業者は、速やかに市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。 4 関係者は、確認の終了後に、異議を申し立てることはできない。 5 事故品が受託物品であって、当該事故が出荷者の責めであることの確認を受け、それに相当する販売代金の減額をしたときは、卸売業者は、委託者に対し市 | がんと生山 ・ |
| | 長が発行する確認証を添付してその旨を通知しなければならない。 | |
| (販売前における受託物品の検収) | (販売前における受託物品の検収) | 公正な取引保持のため継続して規定する。 |
| 第65条 卸売業者が受託物品を受領するにあたり行う検収は、規則で定めるところによる。2 卸売業者は、受託物品の異状については、規則で定める証明を得なければ、委託者に対抗することができない。 | 第57条 条例第65条第1項の規定により、卸売業者は、検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又は代理人が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。 2 前項の確認は、卸売業者及び確認を願い出た者の立会いのうえ、当該物品の容器の完否、荷造の状態、箇数、内容、重量、鮮度、品質等について行う。 3 検査員が前項の確認を終了したときは、別記様式第18号による受託物品確認証を交付する。 4 卸売業者は、取引参加者から売渡物品について正当な理由による売渡代金の減額の申出があったときは、条例第64条の規定による検査員の確認を市長に願い出なければならない。 5 第2項の規定は、前項の確認について準用する。 6 検査員は、第4項の確認を終了したときは、別記様式第19号による売渡物品確認証を交付する。 7 市場外での受託物品の検収は、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|---|--|
| | 行い、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を求めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。 8 前項の確認は、当該物品の異状が確認できる写真等で行う。 9 条例第65条の規則で定める証明は、検査員が行うものとする。 10 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、第1項及び第7項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 | |
| (仲卸業者の業務の規制) | (卸売業者以外の者からの物品の買入れの報告) | ・仲卸業者の委託販売は、卸売業者の業務と区別する |
| 第66条 仲卸業者は、市場内においては、取扱品目の部類に属する物品について販売の委託を引き受けてはならない。 2 仲卸業者は、市場の卸売業者以外からの買入れ(以下「直荷引き」という。)について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。 3 仲卸業者は、直荷引きについて、市場における取引の秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。 | 第58条 条例第66条第2項の報告は、別記様式第20号により、当月分を翌月 10営業日までに行わなければならない。 | ため、引き続き禁止とする。 ・仲卸業者の販売力強化、市場全体の取引活性化につ なげるため直荷引きについては自由化とする。ただ し、開設者が取引状況を把握するため実績報告を義務 付ける。 |
| (卸売予定数量等の報告) | (卸売予定数量等の報告) | 開設者が市場の卸売結果等の公表を行うために必要 |
| 第67条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地その他の規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。 | 掲げる事項について行わなければならない。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主な産地 (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格(取引の区分ごとに高値,中値及び安値に区分すること。) 2 前項第1号の事項の報告は、別記様式第21号により、開場日のせり売又は入札の開始1時間前に行わなければならない。 3 第1項第2号の事項の報告は、別記様式第22号により、開場日の午後4時までに行わなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、卸売業者は、毎月10営業日までに前月中に卸売した物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び単価と数量の積の合計額を、別記様式第23号により、市長に報告しなければならない。 | |
| (委託手数料率) | (委託手数料率) | 卸売業者より、開設者の関与を要望されたため事前届 |
| 第68条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の算定に係る率(以下「委託手数料率」という。)を定めようとする場合は、規則で定めるところにより、委託手数料率を市長に届け出なければならない。委託手数料率を変更しようとする場合も、同様とする。 1 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売業者に委託手数料率の変更を命ずることができる。 | 第60条 条例第68条第1項の委託手数料率(以下単に「委託手数料率」という。) は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。 (1) 野菜(きのこを含む。)及びその加工品 (2) 果実及びその加工品 (3) 花き (委託手数料率の届出) 第61条 条例第68条第1項の規定による届出は、同項の委託手数料率が適用さ | 出制とし規定する。 |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|--|--------------------------|
| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 (1) 委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき。 (2) 委託手数料率が公正かつ適正な取引又は卸売業者の財務の健全性を損なうことにより物品の円滑な供給に支障を及ぼすものと認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 (奨励金の届出等) 第69条 卸売代金の期限内の完納を奨励するために交付する奨励金その他規則で定めるもの(以下この条において「奨励金」という。)を扱う卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 卸売業者は、前項に規定する届出の内容に変更があるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 3 卸売業者は、奨励金を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。 4 市長は、第1項に規定する届出の内容が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがある場合は、奨励金の交付を差し止め、又はその内容の変更を命ずることができる。 | (奨励金の種類) 第62条 条例第69条第1項の規則で定める奨励金は、次に掲げるものとする。 (1) 売買仕切金前渡(出荷者に対し、売買仕切金を前渡するものをいう。以 | |
| | | |
| | ければならない。 | |
| 第5章 物品の品質管理 | | 品質管理の徹底のため規定する。 |
| 第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、物品の適正な流通を確保 | | |
| するため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の関係法令に | | |
| 即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。 | | |
| 2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全 | | |
| を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めるものとする。 | | |
| 第6章 市場施設の使用 | 第5章 市場施設の使用 | |
| (施設の使用指定) | (施設使用指定の申請等) | 地方自治法では、公の施設の管理に関する事項として |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 第71条 卸売業者,仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内 | 第63条 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許 | 条例の規定が必要のため規定する。 |
| の土地及び建物その他の施設で、市長と別に土地の貸借契約を結んだ土地 | 可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定めるもの | |
| を除くものをいう。以下同じ。)の位置,面積,使用期間その他の使用条 | を除くほか、別記様式第28号による指定申請書又は許可申請書を市長に提出し | |
| 件は、市長が指定する。 | なければならない。 | |
| 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があ | 2 前項の申請書には,条例第71条第4項に規定する場合に該当しないことを申 | |
| ると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用 | 請者が誓約する書面を添付しなければならない。ただし、市長がこの規則の規定 | |
| を許可することができる。 | により既に提出されている書面によりこれを確認することができるときは、この | |
| 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者 | 限りでない。 | |
| は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。 | 3 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可は、別 | |
| 4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けよ | 記様式第29号による指定書又は許可書を交付して行う。 | |
| うとする者(当該者が法人である場合においては、その業務を執行する役 | 4 市長は、条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許 | |
| 員を含む。)が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に | 可をした後において必要があると認めるときは、市場施設の位置、面積その他の | |
| 非難されるべき関係を有する者であるときは、当該指定又は当該許可をし | 使用条件を変更することができる。 | |
| ないものとする。 | (市場施設の毀損届) | |
| 5 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を行った | 第64条 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許 | |
| 後,使用者が前項に規定する場合に該当することとなったときは,第1項 | 可を受けた者(以下「使用者」という。)は,その使用する市場施設について, | |
| の規定による指定又は第2項の規定による許可を取り消さなければならな | 毀損その他の理由により、修理を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を | |
| V 1° | 市長に届け出なければならない。 | |
| 6 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算し | (市場施設の毀損等による修理) | |
| て1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市長の承 | 第65条 前条の規定による届出の有無にかかわらず、現に使用する市場施設につ | |
| 認を受け、公共的な目的のために使用する者並びに市場施設のうち駐車場 | いて修理を要する必要が生じたときは、市長は、その修理を行うものとする。 | |
| 及び構築物を設置しない土地を使用する者については、この限りでない。 | 2 前項の場合において、使用者が損害を被ることがあっても、市はその責めを負 | |
| 7 前項の保証金の額は、第81条第1項に規定する使用料の月額の3倍に | わないものとする。 | |
| 相当する額とする。 | | |
| (用途変更, 転貸等の禁止) | | |
| 第72条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を | | |
| 受けた者(以下「使用者」という。)は,市場施設の用途を変更し,又は | | |
| 全部若しくは一部を転貸し、若しくは市場施設を他人に使用させてはなら | | |
| ない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 | | |
| (現状変更の禁止) | (現状変更の承認申請等) | |
| 第73条 使用者は、市場施設に建築、造作、模様替その他市場施設の現状 | 第66条 条例第73条第1項ただし書の承認を受けようとする使用者は、別記様 | |
| に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限 | 式第30号による承認申請書に設計書及び費用見積書を添付し、市長に提出しな | |
| りでない。 | ければならない。市場に看板、装飾、広告等を設けようとする使用者も、同様と | |
| 2 使用者が前項ただし書の市長の承認を受けて変更を加えた場合におい | する。 | |
| て、市長は、使用者に対し必要があると認めるときは、施設の撤去若しく | 2 条例第73条第1項ただし書の承認は、別記様式第31号による承認書を交付 | |
| は変更を命じ、又は相当の措置を命ずることができる。 | して行う。 | |
| 3 市長は、使用者が前項の規定による命令に従わないときは、自らこれを | 3 条例第73条第1項ただし書の承認を受けた者は、工事しゅん工後遅滞なく市 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 執行し、その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。 | 長に届け出なければこれを使用することはできない。 | |
| (施設の返還) | (施設の返還等) | |
| 第74条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の | 第67条 使用者は、市場施設を返還しようとするときは、別記様式第32号によ | |
| 理由により市場施設の使用の資格が消滅したときは、相続人、清算人、代 | る返還届出書を市長に提出しなければならない。 | |
| 理人又は本人(以下この条において「相続人等」という。)は、市長の指 | 2 条例第74条第1項の市長の指定する期間は、30日とする。 | |
| 定する期間内に自己の費用で当該施設を原状回復して返還しなければなら | | |
| ない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 | | |
| 2 市長は、相続人等が原状回復しないときは、相続人等に原状回復を命ず | | |
| ることができる。 | | |
| 3 市長は、前項の規定により原状回復を命じたにもかかわらず、なお相続 | | |
| 人等が原状回復しないときは、自ら原状回復し、その原状回復に係る費用 | | |
| を相続人等から徴収することができる。 | | |
| (指定又は許可の取消しその他の規制) | (指定又は許可の取消しその他の規制) | |
| 第75条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の | 第68条 条例第75条第1項の市場の管理上必要があると認めるときは、次の各 | |
| 管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許 | 号のいずれかに該当するときとする。 | |
| 可の全部若しくは一部を取り消し,又は使用の制限若しくは停止その他の | (1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又はそのおそれがあると認めら | |
| 必要な措置を命ずることができる。 | れるとき。 | |
| | (2) 市場施設の使用について指定した目的その他の条件に違反し、又はその | |
| | 指定した目的の達成が著しく困難であると認められるに至ったとき。 | |
| | (3) 市場施設の指定の当時と著しく事情が変わり、その使用が不必要又は不 | |
| | 適当であると認められるに至ったとき。 | |
| | (4) 使用料その他本市に対する納付金の納付を怠ったとき。 | |
| | (5) 故意又は過失によって市場施設を滅失し、又は毀損したとき。 | |
| | (6) 中央卸売市場に関する法令若しくは条例若しくはこの規則又はこれらに | |
| | 基づいて行う市長の指示若しくは処分に違反したとき。 | |
| (補修命令) | (補修命令) | |
| 第76条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者 | | |
| に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることがで | 生ずるおそれがあるときについても準用する。 | |
| きる。 | | |
| (使用者の市場施設の清潔保持) | | |
| 第77条 使用者は、常に物件を整頓して、市場施設の清潔保持に努めると | | |
| ともに、荷卸場、卸売場又は仲卸売場を毎日取引終了後直ちにその場所を | | |
| 清潔にしなければならない。 | | |
| 2 使用者は、物件を通路その他自己の使用場所以外の場所に放置し、又は | | |
| 廃棄物を定められた場所以外の場所に投棄してはならない。 | | |
| (使用者の保健衛生の措置) | | |
| 第78条 使用者は、常に清掃、消毒等予防措置を講ずるとともに、不用な | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 物件を廃棄し、保健衛生の保持に努めなければならない。 | | |
| (火災の予防) | | |
| 第79条 使用者は、火気の使用についてその使用及び取扱いに十分注意す | | |
| るほか、火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。 | | |
| (市長の代行) | | |
| 第80条 市長は、使用者が前3条の規定による措置を怠ったときは、自ら | | |
| これを執行し、その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。 | | |
| (使用料等) | (使用料の減免申請等) | |
| 第81条 市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。) | 第70条 条例第81条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、 | |
| は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。 | 別記様式第33号による申請書を市長に提出しなければならない。 | |
| 2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用で市長 | 2 市長は、使用料の減免を決定したときは、別記様式第34号による決定書を交 | |
| の指定するものは、使用者の負担とする。 | 付する。 | |
| 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免すること | (使用料の計算方法) | |
| ができる。 | 第71条 使用料の計算は、30日をもって1月とする。 | |
| (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場の施設を使 | 2 月額による使用料で、使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、その月 | |
| 用できないことが引き続き3日以上に渡ったとき。 | 額による使用料を30で除して使用日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端 | |
| (2) 第75条の規定による使用の停止が3日以上に渡ったとき。 | 数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 | |
| (3) 使用者が国又は他の地方公共団体その他公共団体であるとき。 | 3 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メー | |
| (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めると | トル未満のときは、これを1平方メートルとして計算する。 | |
| き。 | (使用料の納付) | |
| 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、過納、誤納その他市長が相当の | 第72条 使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。ただ | |
| 理由があると認めるときは、この限りでない。 | し、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料は、その月分の使用料をその翌 | |
| 5 前各項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。 | 月の25日までに納付しなければならない。 | |
| | 2 前項の規定にかかわらず、使用を取りやめたときは、その時に使用料を納付し | |
| | なければならない。 | |
| | 3 第1項の納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年 | |
| | 法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、そ | |
| | の日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日をもって納期 | |
| | 限とする。 | |
| | 4 市長は、特別の事情がある場合においては、第1項の規定による納付期限を変 | |
| | 更することができる。 | |
| | 5 使用期間の定めのある使用料については、その期間の途中において市場施設の | |
| | 使用を取りやめても、その使用料の全額を納付しなければならない。 | |
| | (電力,電話等の費用の負担及び納付期限) | |
| | 第73条 次に掲げる市場施設における電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用 | |
| | 及びこれらの設備の維持等に要する費用は、その使用者の負担とする。 | |
| | (1) 卸売業者売場 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| | (2) 仲卸業者売場 | |
| | (3) 業者事務所 | |
| | (4) 関連事業所 | |
| | (5) 保管所 | |
| | (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する市場施設 | |
| | 2 前項の費用の算定は、計量器による。ただし、特別の事情がある場合は、市長 | |
| | が別に認定することができる。 | |
| | 3 第1項の費用の納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める | |
| | 日とする。ただし、その納付期限が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、そ | |
| | の日後においてその日に最も近い日曜日, 土曜日及び休日でない日をもって納付 | |
| | 期限とする。 | |
| | (1) 電力、電話及びガスの費用 毎月分をその翌月の20日 | |
| | (2) 水道及び下水道の費用 2月分を検針月の翌月の20日 | |
| | (3) 市場施設の設備の維持等に要する費用 毎月分をその月の20日 | |
| 第7章 開設者の遵守事項等 | 第6章 開設者の遵守事項 | |
| 第1節 開設者の遵守事項 | | 共通ルール |
| (差別的取扱いの禁止) | | |
| 第82条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当 | | |
| に差別的な取扱いをしてはならない。 | | |
| (卸売予定数量等の公表) | (卸売予定数量等の公表) | |
| 第83条 市長は、卸売業者から第67条の規定による報告を受けたときは、 | 第74条 条例第83条の規定による公表は、次に掲げる事項について、条例第6 | |
| 速やかに、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数 | 7条の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用その他の適 | |
| 量及び産地その他の規則で定める事項を公表するものとする。 | 切な方法により行うものとする。 | |
| | (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主な産地並びに前日の主要な品 | |
| | 目の卸売の数量及び価格 | |
| | (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格(売買取引の方法ごとに,価 | |
| | 格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。) | |
| 第2節 検査及び監督 | 第7章 雑則 | 取引参加者等に業務規程を遵守させるための運営体 |
| (報告及び検査) | | 制 |
| 第84条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事 | | |
| 業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させる | | |
| ために必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務 | | |
| 若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引 | | |
| 参加者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、 | | |
| その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ | | |
| ることができる。 | (検査員の身分証明書) | |
| 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 | 第75条 条例第84条第2項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|--|------------------------|------|
| し、関係人に提示しなければならない。 | 様式第35号によるものとする。 | |
| 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも | 2 前項の証明書の有効期間は、5年間とする。 | |
| のと解してはならない。 | | |
| (改善措置命令) | | |
| 第85条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事 | | |
| 業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させる | | |
| ために必要があると認めるときは、その業務又は会計に関し必要な改善措 | | |
| 置をとるべき旨を命ずることができる。 | | |
| (監督処分) | | |
| 第86条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は | | |
| これらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる | | |
| 処分をすることができる。 | | |
| (1) 当該違反行為の中止,変更その他違反を是正するため必要な措置 | | |
| を命ずること。 | | |
| (2) 5万円以下の過料を科すこと。 | | |
| (3) 第7条第1項の許可を取り消すこと。 | | |
| (4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部又は一 | | |
| 部の停止を命ずること。 | | |
| 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれら | | |
| に基づく処分に違反したときは、当該仲卸業者に対し、次に掲げる処分を | | |
| することができる。 | | |
| (1) 当該違反行為の中止,変更その他違反を是正するため必要な措置 | | |
| を命ずること。 (2) 5万円以下の過料を科すこと。 | | |
| (2) 5万円以下の過料を科すこと。 (3) 第25条第1項の許可を取り消すこと。 | | |
| (4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部又は | | |
| 一部の停止を命ずること。 | | |
| 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれ | | |
| らに基づく処分に違反したときは、当該売買参加者に対し、次に掲げる処 | | |
| 分をすることができる。 | | |
| (1) 当該違反行為の中止,変更その他違反を是正するため必要な措置 | | |
| を命ずること。 | | |
| (2) 5万円以下の過料を科すこと。 | | |
| (3) 第34条第1項の承認を取り消すこと。 | | |
| (4) 6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。 | | |
| 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれ | | |
| らに基づく処分に違反したときは、当該関連事業者に対し、次に掲げる処 | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|
| 分をすることができる。 | | |
| (1) 当該違反行為の中止,変更その他違反を是正するため必要な措置 | | |
| を命ずること。 | | |
| (2) 1万円以下の過料を科すこと。 | | |
| (3) 第39条第1項の許可を取り消すこと。 | | |
| (4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部又は一部の停 | | |
| 止を命ずること。 | | |
| 5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取 | | |
| り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができ | | |
| る。 | | |
| (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分 | | |
| に違反したとき。 | | |
| (2) せり人がせり売に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と | | |
| 通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為 | | |
| をさせたとき。 | | |
| (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加 | | |
| 者から金品その他の利益を収受したとき。 | | |
| (4) 前3号に掲げるものほか、市場においてせり人として職務に公正 | | |
| を欠く行為があったと認めるとき。 | | |
| 6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表 | | |
| 者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又 | | |
| は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに | | |
| 基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の | | |
| 期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者 | | |
| 又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。 | | |
| 第8章 雑則 | | |
| (卸売業務の代行) | (卸売業務の代行による報告等) | 公正な取引保持のため継続して規定する。 |
| 第87条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の処分を受け、又はその | 第76条 卸売業者は、条例第87条第1項の規定により卸売をできなくなった委 | |
| 他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき | 託物品の種類,数量,委託者その他委託に関する事項を別記様式第36号により | |
| は、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあ | 遅滞なく市長に報告しなければならない。 | |
| った物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。 | 2 市長は、条例第87条第2項の規定により自ら卸売の業務として委託物品の販 | |
| 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいない場合又は他の卸 | | |
| 売業者に行わせることが不適当と認める場合は、自らその卸売の業務を行 | | |
| うものとする。 | (委託者不明物品の措置) | |
| | 第77条 卸売業者は、委託者が不明の物品があるときは、直ちにその旨を市長に | |
| 売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。 | 届け出て,その検査を受けなければならない。 | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|---|--|-----------------------|
| | 2 卸売業者は、前項の検査を受けた後、市長の承認を受けてその物品を販売する | |
| | ことができる。 | |
| | 3 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、必要により他の適当な | |
| | 措置を命ずることができる。 | |
| | 4 市長は、第1項の検査、第2項の承認又は前項の措置の命令をしたときは、利 | |
| | 害関係人の請求により、これに関する証明書を交付するものとする。 | |
| (無許可営業の禁止) | | 適正な市場運営を行うため継続して規定する。 |
| 第88条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業 | | |
| 務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほ | | |
| か、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 | | |
| 2 市長は、前項の規定に違反した者に、市場外に退去を命ずることができ | | |
| る。 | | |
| (市場への出入等に対する指示) | | |
| 第89条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内 | | |
| の運搬については,市長の指示に従わなければならない。 | | |
| 2 市長は,前項の指示に従わない者に対しては,市場への出入,市場施設 | | |
| の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。 | | |
| (市場秩序の保持等) | | |
| 第90条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害す | | |
| る行為を行ってはならない。 | | |
| 2 市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益を図るため必要がある | | |
| と認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置 | | |
| を講じることができる。 | | |
| (許可等の制限又は条件) | | |
| 第91条 市長は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定に、制 | | |
| 限又は条件を付けることができる。 | | |
| 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な | | |
| 実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又 | | |
| は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければな | | |
| らない。 | | |
| (委任) | | |
| 第92条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 | | |
| は、規則で定める。 | (challed to a life or charge) | |
| | (市場内の掲示事項) | |
| | 第78条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場の掲示板にその旨 | |
| | を掲示する。 | |
| | (1) 条例第3条第2項及び第3項の規定により休業日に臨時に開場し、又は | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------------------------|--------------------------------------|------|
| | 休業日を定めたとき。 | |
| | (2) 条例第4条第1項ただし書の規定により開場時間を変更したとき。 | |
| | (3) 条例第17条第4項の規定により登録をしたとき、又はその取消しをし | |
| | たとき。 | |
| | (4) 条例第52条の規定により売買を差し止めたとき。 | |
| | (5) 条例第63条第3項の規定により売買を差し止め、又は撤去を命じたと | |
| | き。 | |
| | (6) 仲卸業者,売買参加者及び関連事業者の業務を許可(売買参加者にあっ | |
| | ては、承認)したとき、若しくはその業務を停止したとき、又はこれらの者が | |
| | 資格を失ったとき。 | |
| | (7) 卸売業者が休業したとき。 | |
| | (8) 条例第86条の規定に基づく監督処分があったとき。 | |
| | (9) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。 | |
| | (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。 | |
| 附則 | 附則 | |
| (施行期日) | (施行期日) | |
| 1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する | 1 この規則は、新潟市中央卸売市場業務条例(令和2年新潟市条例第 号)の | |
| 法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正後の卸売市場法 | 施行の日から施行する。 | |
| 第4条第1項の認定を受けた日後において規則で定める日から施行する。 | (経過措置) | |
| (経過措置) | 2 この規則の施行の際現に改正前の第60条第3項又は第62条第2項の規定 | |
| 2 この条例の施行前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改 | により承認書を交付された者は、令和2年度に限り、この規則の施行の日に改正 | |
| 正する法律第1条の規定による改正前の卸売市場法(以下「旧卸売市場法」 | 後の第62条第2項の規定により届出を行った者とみなす。 | |
| という。)又はこの条例による改正前の新潟市中央卸売市場業務条例(以 | 3 この規則の施行の際現に改正前の第118条の規定により交付されている証 | |
| 下「改正前の条例」という。)の規定によってした処分,手続その他の行 | 明書は、この規則の施行の日に改正後の第76条第1項の規定により交付された | |
| 為であって,改正後の新潟市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」 | ものとみなす。 | |
| という。)の規定に相当の規定があるものは、この附則に別に定めるもの | | |
| を除き、改正後の条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為 | | |
| とみなす。 | | |
| 3 この条例の施行の際現に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられ | | |
| た者(第7条第1項の許可を申請する者の業務を執行する役員を含む。) | | |
| について、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく | | |
| なった日から起算して3年を経過するまでの間,市長は,第7条第1項の | | |
| 許可,第17条第1項の登録,第25条第1項の登録又は第39条第1項 | | |
| の許可をしてはならない。 | | |
| 4 卸売業者が改正後の条例第68条第1項の規定による委託手数料率を改 | | |
| 正前の条例第66条第1項の規定により届け出た委託手数料率と同じ率に | | |
| するときは、改正後の条例第68条第1項の規定による届出を要しないも | | |

| 新潟市中央卸売市場業務条例改正案 | 新潟市中央卸売市場業務条例施行規則改正案 | 規定理由 |
|------------------|----------------------|--------------------------|
| のとする。 | | |
| 別表(第81条関係) | | 地方自治法では、公の施設の管理に関する事項として |
| | | 条例の規定が必要のため規定する。 |

※当該理由一覧は、新潟市中央卸売市場ホームページ(http://www.city.niigata.lg.jp/business/ichiba/index.html)に掲載予定。